

成長企業への資金供給の在り方等に関する検討について

(成長企業への資金供給の在り方等に関するワーキンググループ(仮称)の設置について)

金融審議会総会
令和8年8月31日

金融審議会 成長企業への資金供給の在り方等に関するWG（仮称）について

背景

- 「強い経済」の実現に向けた17の戦略分野等への成長投資や、日本企業の事業再構築・再編を支える資金の好循環を創出するためには、金融機関の資金供給・成長支援機能の強化が必要。
- 特に、大型M & A等に取り組む成長企業の大規模な資金需要を満たすため、資金供給主体の多様化を図る必要。

主な検討課題

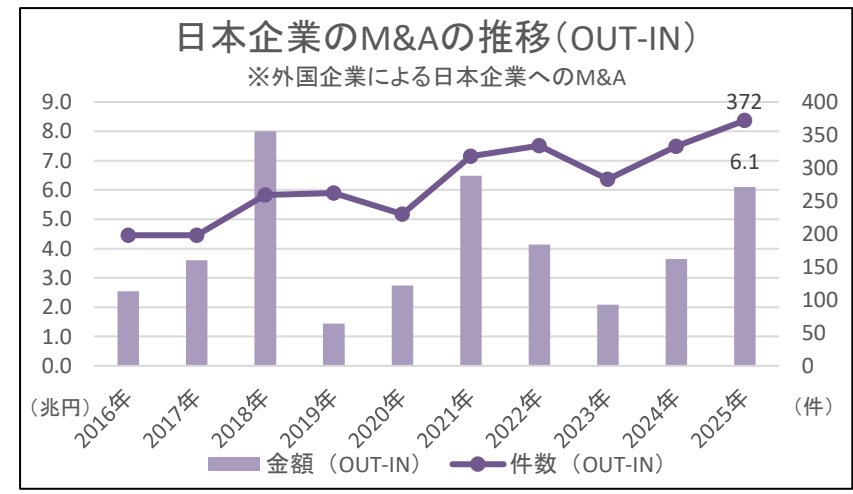
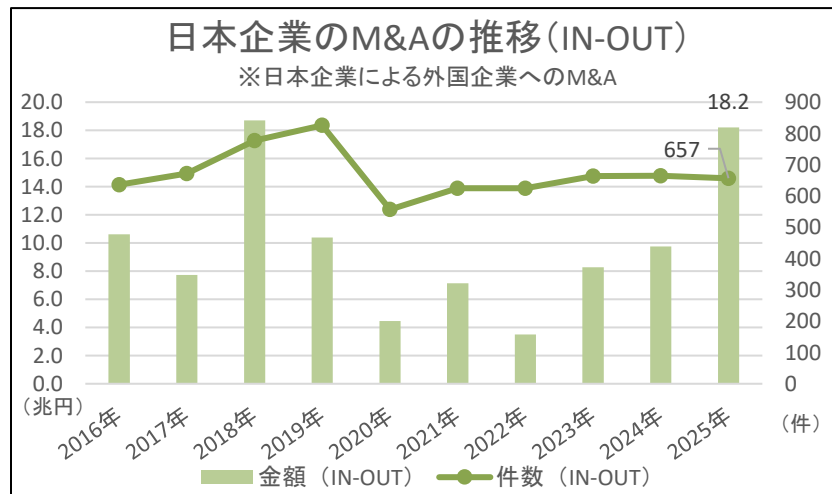
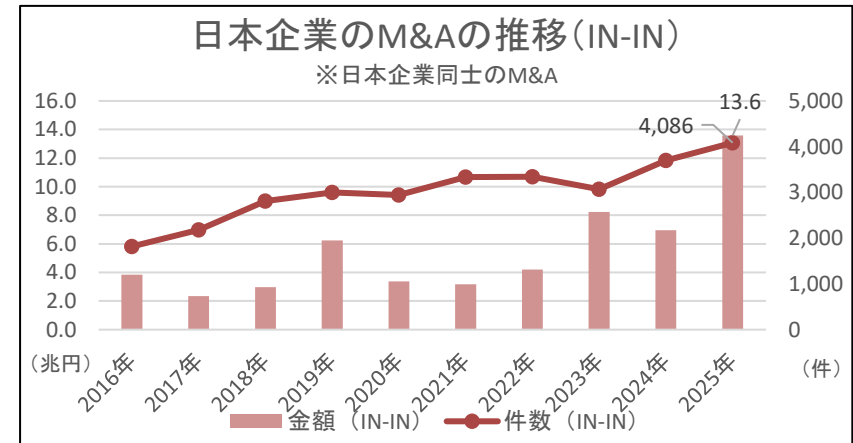
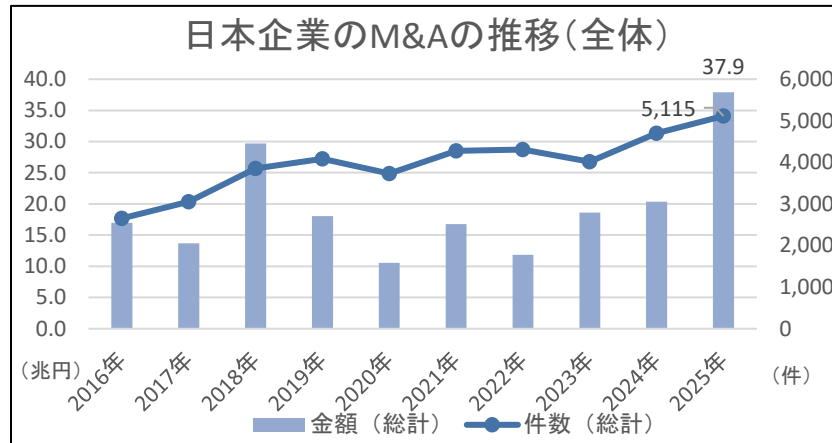
- 借り手の属性や貸付けの態様等にかかわらず、基本的に各種の規制を一律に課している貸金業法等について、資金供給主体の多様化を図る観点から、事業者向け貸付けに係る規制の柔構造化を検討。

【検討の具体例】

- 事業再編に取り組む大企業に対する貸付けなど、いわば「プロ向け」と言うべき貸付けについて、現行の規制が貸し手・借り手双方のビジネスに即したものになっているか。
- 海外企業との大型M & Aに取り組む日本企業の外貨を含む資金需要に対応するため、日本で銀行免許がない外国銀行等のシンジケートローンへの参加を促す観点から、規制をどう考えるか。
- ノンバンクが社債による資金調達を行う場合、ノンバンク社債法によって資本金等の要件を満たすことが求められているが、その在り方をどう考えるか。
- 併せて、書面交付や物理的な掲示を前提とした規制などについて、デジタル化等の社会情勢の変化に伴い、見直しを検討。

日本企業の事業再編の現状

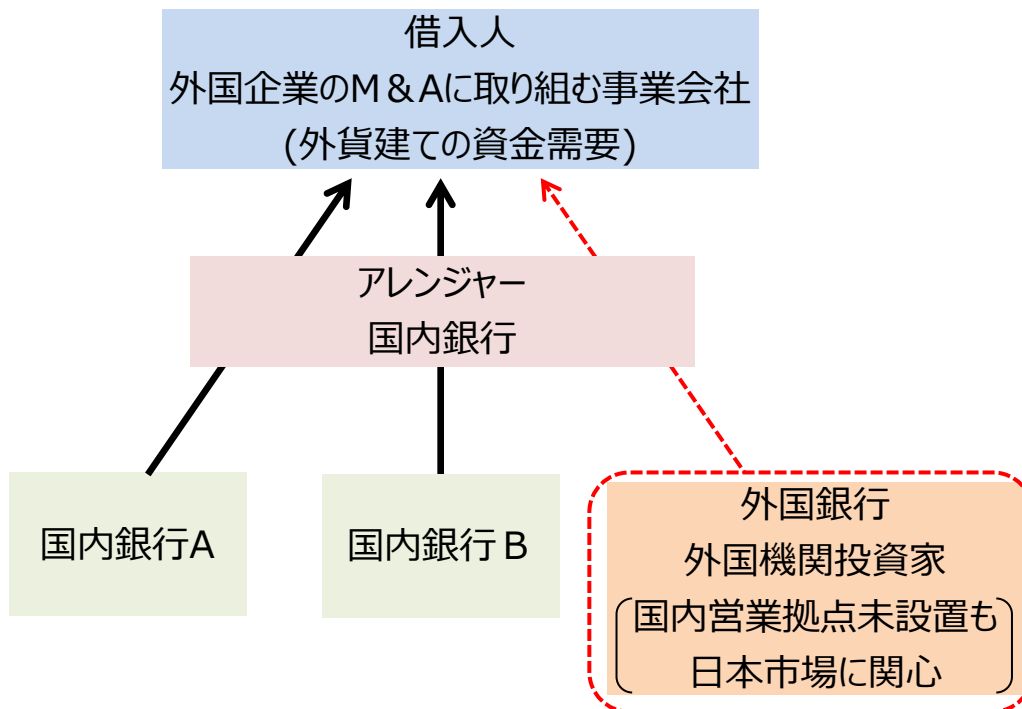
- 我が国の2025年のM&A件数は、5,115件で前年比8.8%増、金額は37.9兆円で86.7%増。件数・金額ともに過去最高。
- IN-INは4,086件で10.4%増、最多更新。金額は13.6兆円で97.1%増。
- IN-OUTは657件で1.2%減。金額は18.2兆円で87.6%増。
- 拡大する資金需要に対応するため、**資金供給主体を多様化し、厚みのある金融市場**を目指す必要。



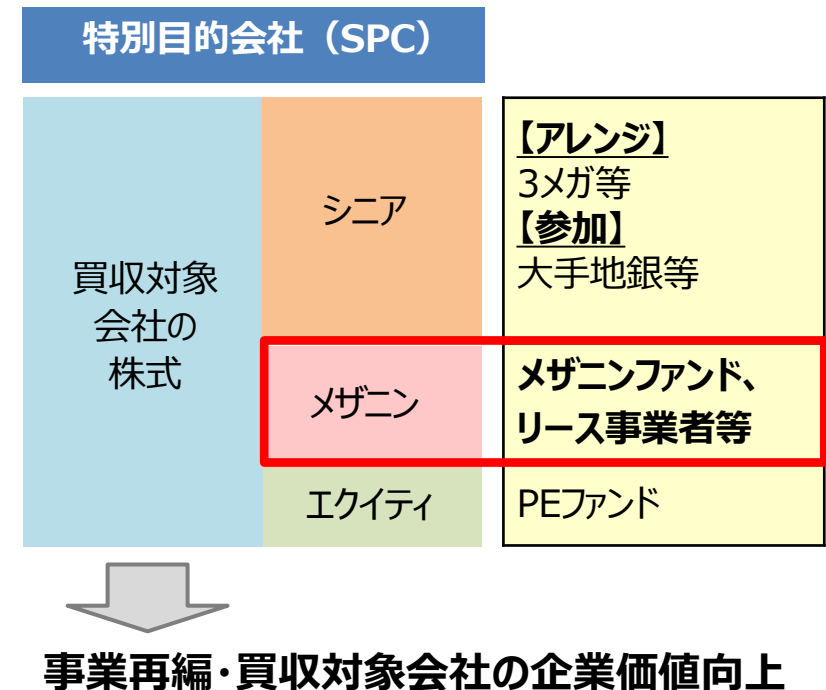
事業再編に係る資金調達手法

- 事業再編に係る資金調達は、我が国においてはメガバンクをはじめとした預金取扱金融機関が中心となる。
- 他方で、成長投資の実現に必要なリスク許容度の高い資金を供給するためには、適切なリスクプロファイリングの下、シニアローンに加え、劣後ローン等のメザニン、エクイティといった様々な資金供給手法を用いるとともに、**様々な資金供給者(貸金業者を含む)を取りまとめ、最適なファイナンススキームを組成する必要があることから、資金供給主体の多様化が求められている。**

例1 シンジケートローンでの多様化のイメージ



例2 LBOローンでの多様化のイメージ



日米の事業者向け貸付け市場の比較

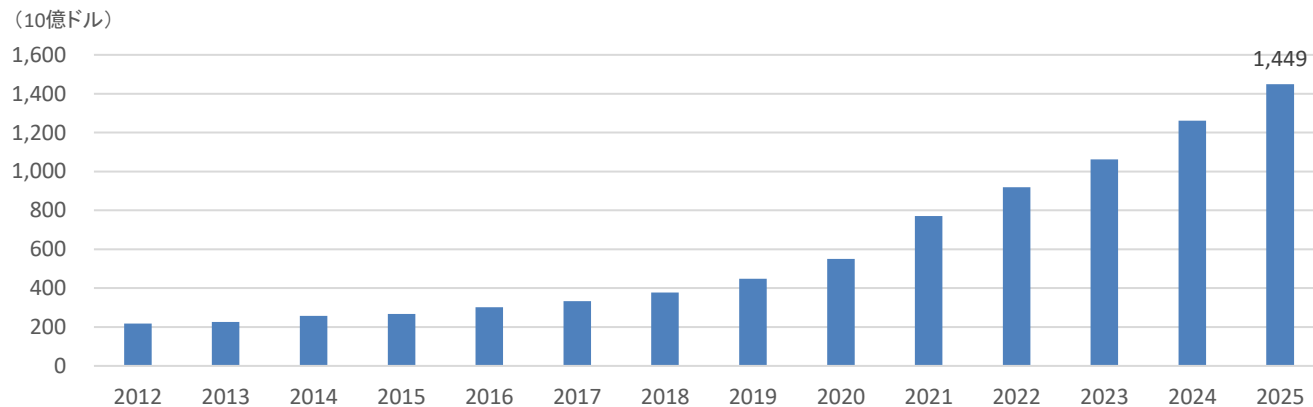
- 我が国の事業者向け貸付けでは、預金取扱金融機関のシェアが非常に大きい。
- 我が国の貸金業者による事業者向け貸付残高は、米国のプライベートクレジットの貸付残高の約28分の1。

日本の預金取扱金融機関及び貸金業者の事業者向け貸付残高



(出典：日本銀行、金融庁)

米国のプライベートクレジットの貸付残高



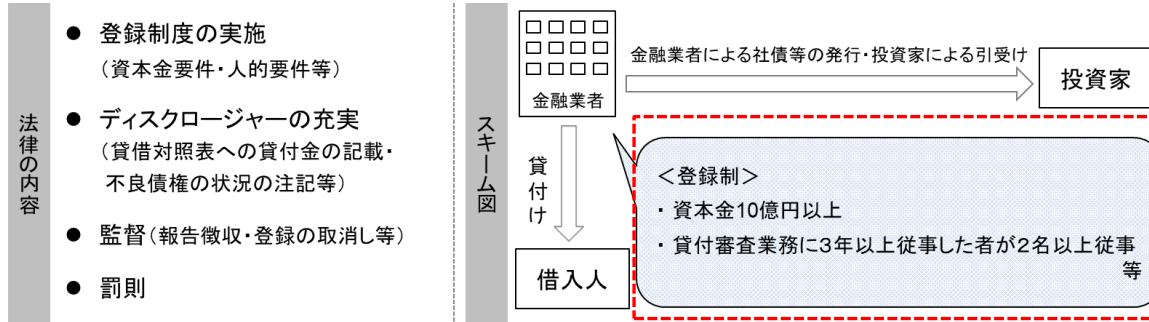
【参考】
2025年残高
約1.4兆ドル
円換算約225兆円
※1ドル = 155円で換算

(出典：FRB)

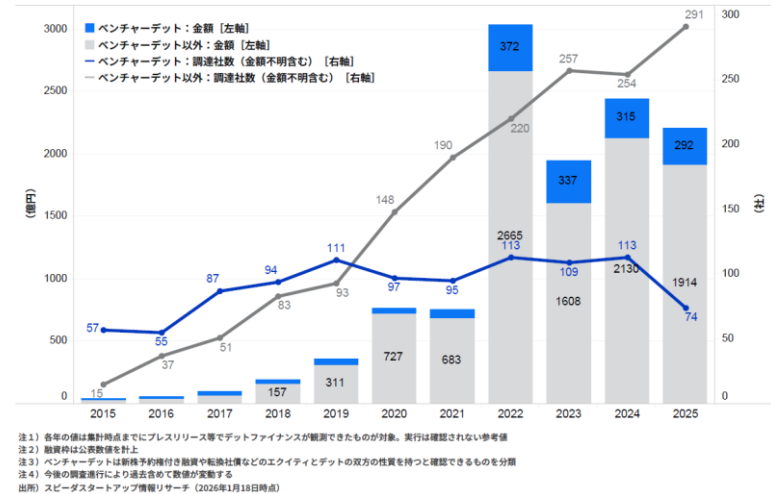
ベンチャーデットの現状・課題、消費者金融におけるDX化の進展

- ベンチャーデットの需要は堅調に推移。こうした中、借り手の適切な保護を前提とした上で、ベンチャーデットの貸し手が**社債発行により資金調達することを円滑化**する必要性が指摘されている。

ノンバンク社債法の概要



(ご参考) スタートアップのデットファイナンス



- 現行の貸金業法では、借り手によらず契約締結前・締結時に原則として(※)書面を交付する義務があるほか、営業所ごとに貸付条件等を掲示する義務があるところ、**消費者金融大手4社のweb完結型契約の割合は96%に達しており、その100%において電磁的方法による情報提供**がなされている。
(※) 債務者等の同意を得れば電磁的方法による情報提供が可能。

消費者金融のDX化

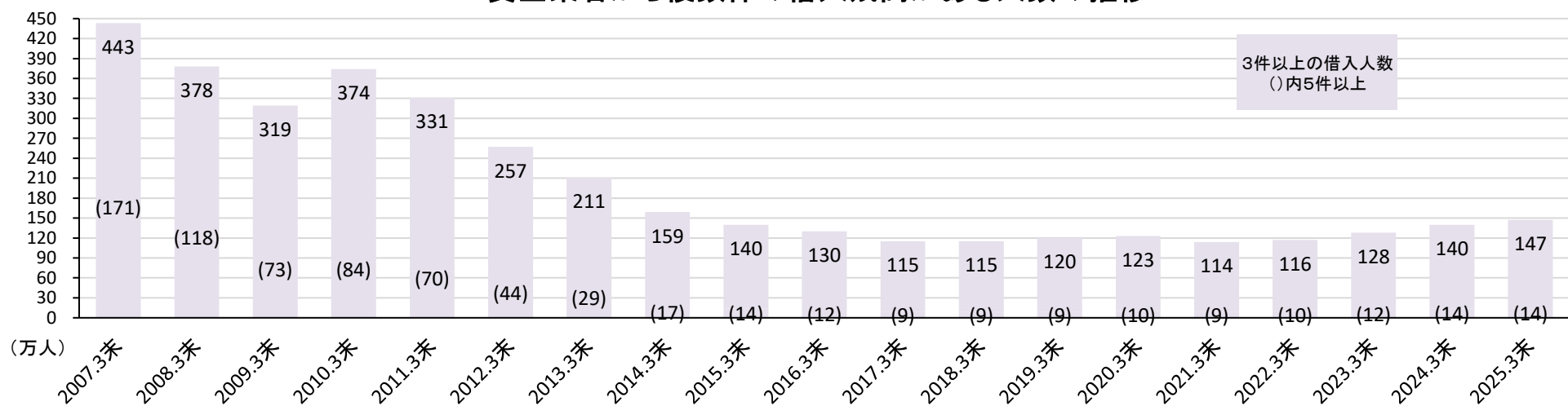
消費者向け貸付けに占めるweb完結型契約の割合	web完結型の貸付けにおける電磁的方法による提供の割合
96.4%	100%

※日本貸金業協会が大手消費者金融業者に聞き取り(2026.3)

消費者向け貸付けの現状

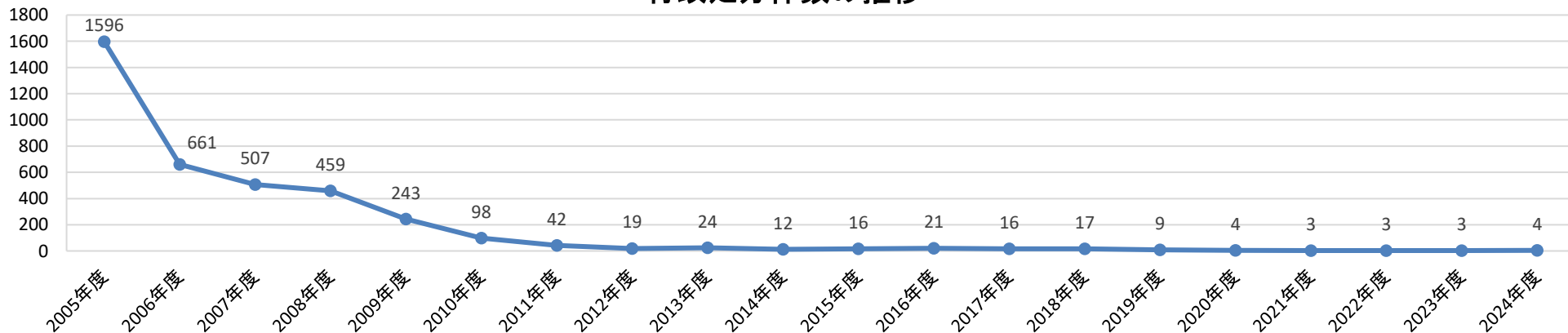
- 2006年の貸金業法改正により総量規制、上限金利の引下げが導入された。
- その結果、貸金業者から複数件の借入残高がある人数や、貸金業者の行政処分件数は大きく減少。
- 多重債務者対策については、「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」において継続的に議論しているところ。

貸金業者から複数件の借入残高がある人数の推移



(出典：日本信用情報機構)

行政処分件数の推移



(出典：金融庁)

(参考) 関連する政府文書

日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定）

Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決

（2）対応の方向性

i) 金融機関・市場の機能強化

（厚みのある金融市場の実現）

資金供給主体の多様化を図るため、貸金業の規制を見直し、金融システムの信用維持や借り手の保護を前提に、日本で銀行免許がない外国銀行の協調融資への参加を促すための制度や、大企業のM&A等への資金供給を円滑に行うための制度を検討する。

3. 金融を通じた潜在力の解放

③講ずるべき施策パッケージ

成長投資を促進するための金融戦略 – 資産運用立国のアップグレード – （令和8年7月21日）

1. 金融機関・市場の機能強化

1 – 1. 官民金融機関による資金供給・成長支援機能の強化

(3) 今後拡大する成長投資の資金需要に対応するため、多様なプレイヤーが参加し、多様な金融商品が取引される厚みのある金融市場を実現する。

③ 成長投資を支える資金供給主体の多様化を図るため、貸金業の規制の見直しを図る。具体的には、金融システムの信用維持や借り手の保護を前提に、銀行等や政府系金融機関が企業のM&Aや事業展開のために組成するシンジケートローンに、日本で銀行免許がない外国金融機関の参加を促すための制度や、大企業のM&A等への資金供給を円滑に行うための制度を検討し、次期通常国会への法案提出を目指す。

規制改革実施計画（令和7年6月13日閣議決定）

3. 投資大国

（2）スタートアップ・イノベーション促進

2 スタートアップへの資金供給手段の拡大

b（略）スタートアップを含め貸手企業と借手企業が直面する融資等に係る貸金業法、ノンバンク社債法その他関係法令に関する課題について調査を行うとともに、借手の適切な保護を前提とした上で、スタートアップへの資金供給の拡大を図る観点から、調査結果を踏まえて明らかになった課題に対する対応策を検討し、結論を得次第、必要な措置を講ずる。その際、資本金・出資額要件の見直しの要否についても検討を行う。